県章

三重県公報

平成28年8月2日（火）
第　2823　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
517	漁船損害補償法の一部を改正する法律による加入区指定の一部改正	（水産経営課）	2
518	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
	公　　告		
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・ＮＰＯ課)	3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	（　同　）	4
	同件	（　同　）	4
	指定管理者の募集	（　同　）	4
	土地改良区の解散認可	（農地調整課）	5
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	5
	特定調達公告		
	一般競争入札を中止する旨	(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)	6

告　　示

三重県告示第517号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第3項の規定により、漁船損害補償法の一部を改正する法律による加入区指定（昭和35年三重県告示第510号）の一部を次のように改正します。

平成28年8月2日

三重県知事　鈴　木　英　敬

表中

「南島　度会郡南伊勢町（旧南島町の区域に限る。ただし古和浦加入区の区域を除く。）の区域
古和浦　度会郡南島町古和浦一円　」を

「南島　度会郡南伊勢町（旧南島町の区域に限る。）の区域」に改める。

三重県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年8月2日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー名張店

名張市蔵持町原出505番ほか

2　変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
変更前	午前9時	午後8時
変更後	午前7時	午後10時

(2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車場1
変更前	午前8時30分から午後8時30分まで
変更後	午前6時30分から午後10時30分まで

3　変更年月日

平成28年6月25日

4　2の変更に係るもの以外の事項

(1)　大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚　正

(2)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,800㎡

(3)　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の収容台数及び位置

	収容台数	位　置
駐車場１	24 台	縦覧による

イ　駐輪場の収容台数及び位置

	収容台数	位　置
駐輪場	8 台	縦覧による

ウ　荷さばき施設の面積及び位置

	面　積	位　置
荷さばき施設	30 ㎡	縦覧による

エ　廃棄物等の保管施設の容量及び位置

	容　量	位　置
廃棄物等保管施設	8 ㎥	縦覧による

(4)　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	数	位　置
駐車場１	3	縦覧による

イ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	24 時間

5　届出の日

平成 28 年 6 月 24 日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 8 月 2 日から同年 12 月 2 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公　　告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成 28 年 9 月 22 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 2 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　申請のあった年月日

平成 28 年 7 月 20 日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　津子どもＮＰＯセンター

(2)　代表者の氏名

田部　知代子

(3)　主たる事務所の所在地

津市大里窪田町 2709 番地の 1

(4)　定款に記載された目的

この法人は、子どもの権利条約の理念のもと、行政、企業、ＮＰＯ等様々な団体の協働で、「子どもにやさしいまちづくり」のための施策及び事業を推進することにより、「子どもの最善の利益」が保障される地

域社会づくりを行っていくことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年8月2日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　認証年月日

平成28年7月26日

2　認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　人材育成センター

(2)　代表者の氏名

日紫喜　良守

(3)　主たる事務所の所在地

四日市市安島一丁目2番5号

(4)　定款に記載された目的

この法人は、求職者等や子育て等のために仕事を中断していた女性、又、若者無業者等が社会に再チャレンジするための能力開発に関する事業を行い、もって社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年8月2日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　認証年月日

平成28年7月26日

2　認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　共栄しらとりの会

(2)　代表者の氏名

島田　進

(3)　主たる事務所の所在地

四日市市西日野町4059番地14

(4)　定款に記載された目的

この法人は、知的障害者が地域で明るく楽しい生活を送ることができるように、地域生活支援に関する事業を行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

次のとおりみえ県民交流センターに係る指定管理者を募集します。

平成28年8月2日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　施設の概要

(1)　名称

みえ県民交流センター

(2)　所在地

三重県津市羽所町700番地アスト津3階

(3)　規模等

開設　平成13年4月

面積　2,329㎡のうち指定管理対象876㎡

構造　鉄骨造

2　指定期間（予定）

平成29年4月1日から平成34年3月31日までとします。

3　指定管理者が行う業務

(1)　みえ県民交流センター（以下「センター」といいます。）の事業の実施に関する業務

(2)　センターの施設等の利用の許可等に関する業務

(3)　センターの利用料金の収受等に関する業務

(4)　センターの施設の維持管理に関する業務

(5)　その他センターの管理上必要な業務

4　指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5　申請の手続等に関する事項

(1)　申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2)　募集要項の配布方法

7の場所で、平成28年7月28日（木）から同年8月12日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日は除きます。）の午前9時から午後5時まで配布します。

なお、郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7の場所宛てに平成28年8月8日（月）午後5時までに必着するようにお申し込みください。

(3)　現地説明会

センターで、平成28年8月10日（水）午後3時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4)　申請書類の受付

7の場所へ、平成28年9月5日（月）から同月14日（水）までの間に持参又は郵送してください。

なお、持参の場合は土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成28年9月14日（水）午後5時必着とします。

6　選定及び指定の方法

提出された申請書類を基にみえ県民交流センター指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7　担当部局

〒514-0009　三重県津市羽所町700番地アスト津3階

三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課ＮＰＯ班　担当　葛西

電話　059-222-5981

ファクシミリ　059-222-5984

電子メール　seiknpo@pref.mie.jp

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、積良土地改良区（度会郡玉城町積良824番地）の解散を平成28年7月22日認可しました。

平成28年8月2日

三重県知事　鈴　木　英　敬

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から通知がありました。

平成28年8月2日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び用地測量）

2　作業期間

平成28年2月27日から同年9月30日まで

3　作業地域
伊賀市東高倉

特定調達公告

平成 28 年 6 月 28 日付け三重県公報第 2813 号で公告した下記の一般競争入札を中止します。

平成 28 年 8 月 2 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　中止する一般競争入札の委託業務名
平成 28 年度　環境修復事業　第 202-4 分 6002 号
四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び中間処理（焼却）または埋立処分）

2　中止する理由
入札手続に誤りがあり、公平性を欠く入札が行われるおそれがあると認められるため

3　Summary
This is a notification of the cancellation of the bid announcement which was issued on June 28, please see below for details.

(1)　Subject matter of the project:
Environmental remediation Project (No.202-4-6002):
Disposal (incineration and/or landfill) of industrial waste, implemented as a part of permanent countermeasure for the environmental remediation project on *Yokkaichi-shi Uchiyama Case*

(2)　Reason for the cancellation:
It has been recognized that there is a possibility of unfair bidding taking place due to a mistake made in bidding procedures.

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　http://www.pref.mie.lg.jp/